

令和7年度

2級管工事施工管理技術検定

《検定区分》

第二次検定

新受検資格

受検の手引

インターネット申込受付期間

令和7年7月8日(火)～7月22日(火)

【注意】新規受検申込者は、上記期間内にインターネットで申込事前情報登録及び決済の後、
7月24日(木)(消印有効)までに必要書類の郵送をしていただかないと受検できません

試験日

令和7年11月16日(日)

※この手引は、申込書提出後も必要となりますので印刷後、大切に保管してください。
※申込後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 全国建設研修センター

はじめに

2級管工事施工管理技術検定は、建設業法に基づき、建設工事に従事する施工技術の確保、向上を図ることにより、資質を向上し、建設工事の適正な施工の確保に資するもので、国土交通大臣指定試験機関である一般財団法人全国建設研修センターが実施する国家試験です。

2級電気通信工事施工管理技術検定は、令和元年度の法改正により、令和3年度から第一次検定及び第二次検定によって行われ、第一次検定合格者は「2級管工事施工管理技士補」、第二次検定合格者は「2級管工事施工管理技士」の国家資格を取得することができます。

今般、建設業における担い手確保・育成を図るため、技術検定の受検資格見直し等の関係法令等の改正が行われ、令和6年度から、第二次検定の受検資格は学歴ごとに定められていた卒業後の一定の実務経験を有する者から、学歴に関係なく2級第一次検定、または1級第一次検定等合格後の一定の実務経験を有する者になりました。なお、令和10年度までは、制度改正前の第二次検定の旧受検資格での受検も可能となる経過措置が設けられています。

本手引は、2級管工事施工管理技術検定の新受検資格による第二次検定の申込みをするため、受検資格、必要な諸手続、提出書類、申込書類の作成要領、試験要領等についてまとめたものです。

申込みされる方は、本手引に従い、申込みをしていただくようお願いします。

また、申込みされるにあたっては、最近申込み手続きに関する不備な事象が発生していることから、特に次の諸点に十分にご注意ください。

- ・2級管工事施工管理技術検定において、実務経験については非常に重要であることから、内容を十分にご確認ください。
- ・また、実務経験については、証明者による証明が必要ですので、記載内容等に関し、必ず証明者にも十分な確認を依頼してください。
- ・さらに申込書類の記載等に不備がある場合は、受検もしくは合格の取り消される場合がありますので、記載内容等について十分にご確認ください。

目 次

1. 2級管工事施工管理技士の資格取得まで	1
2. 「第二次検定」受検対象者と受検資格区分（新受検資格）及び必要な情報等	2
3. 実務経験について	3
4. 受検申込受付期間・申込方法等について	9
5. 受検手数料	9
6. 申込みに必要な情報等について	10
7. 再受検申込みについて	13
8. 実務経験証明書（F票）の作成について	14
9. 受検取消について	19
10. 住所変更等について	19
11. 受検票の送付について	19
12. 受検地変更について	20
13. 試験日時・試験地・試験の内容について	21
14. 受検に際しての注意	22
15. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて	23
16. 試験問題の公表について	23
17. 合格発表について	24
18. 第二次検定合格証明書の交付申請手続きについて	24
19. 国外における実務経験について	24
20. よくある質問	25
21. (様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届について	26
22. (様式ロ)受検辞退(受検申込後の取消手続き)届について	27
施工管理技術検定における自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について	28

1. 2級管工事施工管理技士の資格取得まで

〈令和7年度 第二次検定〉

インターネットによる受検申込み
7月8日(火)～7月22日(火)

※新規受検申込者は、上記期間内にインターネットで申込事前情報登録及び決済の後、
7月24日(木)(消印有効)までに必要書類の郵送をしていただかないと受検できません

受検票発送

10月27日(月)発送

第二次検定

11月16日(日)

合格発表

令和8年3月4日(水)

第二次検定合格証明書交付申請

(2級管工事施工管理技士)

第二次検定合格証明書交付

令和8年3月下旬以降(国土交通省より発送予定)

2. 「第二次検定」 受検対象者と受検資格区分(新受検資格) 及び必要な情報等

- (1) 以下の【受検資格区分1・2】のいずれかに該当し、所定の実務経験年数を有する者が受検できます。
複数に該当する場合は、いずれかを選択してください。

(2) 申込事前情報登録時に必要な情報及び受検資格区分毎の条件を満たす必要となる実務経験年数を入力できないと登録が完了できません。

(3) 実務経験の内容については、3～8 ページを参照してください。
- (4) 新規受検申込者はインターネット上で申込事前情報登録及び決済の完了後に、「個人ページ」から「必要となる提出書類」をダウンロードし、「受検区分に応じて必要な書類」を同封の上、郵送していただかないと受検できません。

(5) 申込事前情報登録時に申請された実務経験がF 票（実務経験証明書）で証明できない場合、受検はできません。

(6) 再受検申込者は13 ページを参照してください。

管工事施工管理に関する必要な実務経験年数	申込事前情報登録時に必要な情報等		申込事前情報登録及び決済後に郵送が必要な書類
	全員が必要な情報 (10ページを参照)	受検資格区分に応じて必要な情報 (11ページを参照)	全員が必要な書類 (12ページを参照)
【受検資格区分1】 2級管工事施工管理技術検定第一次検定合格者			
2級 第一次検定合格後の実務経験3年以上	・住民票コード ・顔写真データ (JPEG形式)	・2級第一次検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び合格年度	・E票(受検申請書) ・F票(実務経験証明書) ・G票(受検申込書)
【受検資格区分2】 1級管工事施工管理技術検定第一次検定合格者			
1級 第一次検定合格後の実務経験1年以上	・住民票コード ・顔写真データ (JPEG形式)	・1級第一次検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び合格年度	・E票(受検申請書) ・F票(実務経験証明書) ・G票(受検申込書)

(注意) 申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

3. 実務経験について

(1) 実務経験とは

「実務経験」とは、管工事の実施にあたり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等、工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験をいい、具体的には以下の①～③(いずれも補助者としての経験を含む)をいいます。

- ① 工事請負者の従業員として請負工事の施工を管理した経験
- ② 工事発注者の従業員として発注工事の施工を指導・監督した経験
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員として対象工事の工事監理を行った経験
(設計・工事監理業務の一括受注は工事監理業務期間のみ)

(2) 実務経験の申請について

実務経験は受検資格の基本となる重要な内容ですので、実務経験証明書(F票)及びチェックリストの作成、申込事前情報の登録については、14～18 ページを参照し間違いのないようにしてください。実務経験証明書(F票)及びチェックリスト、申込事前登録の申請内容は、申込完了後の加筆・訂正はできません。

(3) 実務経験の対象となる建設工事の種類・工事内容・従事内容

建設業法に定められた建設工事の種類(いわゆる29種類)のうち、「管工事」のみが対象です。

※管工事の詳細と申込時の入力コードについては、5 ページ〔表Ⅰ～Ⅲ〕を参照してください。

建設工事の種類は、以下の場合に管工事と判断できます。

- ① 工事請負者の従業員の場合：以下のいずれか
 - ①－1 所属先が「管工事」の建設業許可を有している場合
 - ・所属先(派遣については派遣先企業)の請け負った工事の種類が管工事(一式工事等に含まれる管工事を含む)
 - ①－2 所属先が「管工事」の建設業許可を有していない場合
 - ・所属先が建設業許可を受けず建設業を営んでいる場合は、その請負工事の種類が管工事であること
 - ・一式工事等に含まれる管工事について専門技術者(建設業法第26条の2に定める技術者)を配置して行った工事を担当した場合
- ② 工事発注者の従業員の場合：発注工事に含まれる管工事
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員の場合：受託した範囲の工事に含まれる管工事

実務経験の業種が不明な場合は、ご自身の実務経験の工事内容が、どの建設工事に該当するかを所属先に確認してください。

所属先が下請けに出した専門工事(一式工事以外の建設工事)の種類についても、所属先が当該工事の種類について建設業許可を有しており、当該部門の担当者として施工管理に関わった場合、その建設工事の種類を実務経験として申請することができます。

上記の例として、所属先が建築一式工事で受注した工事のうち、下請けに出した管工事の担当者として施工管理に関わった場合、その期間を「管工事」の実務経験として申請することができます。なお、その場合当該期間を「建築一式工事」として申請することはできません。

国外の建設工事の実務経験となります。建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事における実務経験は国内の実務経験と同様に認められ、それ以外の国外の実務経験については国土交通大臣に個別申請し認定を受ける必要があります。(24 ページを参照)

管工事施工管理に関する実務経験として認められる建設工事の種類(工事業種区分)・工事内容・従事内容

建設工事の種類(工事業種区分): 9. 管工事

[表Ⅰ] 工事内容	[表Ⅱ] 工事内容の例示
1. 冷暖房設備工事	冷温熱源機器据付工事、ダクト工事、冷媒配管工事、冷温水配管工事、蒸気配管工事、燃料配管工事、TES機器据付工事、冷暖房機器据付工事、圧縮空気管設備工事、熱供給設備配管工事、ボイラー据付工事、コージェネレーション設備工事 等
2. 冷凍冷蔵設備工事	冷凍冷蔵機器据付及び冷媒配管工事、冷却水配管工事、エアー配管工事、自動計装工事 等
3. 空気調和設備工事	冷温熱源機器据付工事、空気調和機器据付工事、ダクト工事、冷温水配管工事、自動計装工事、クリーンルーム設備工事 等
4. 換気設備工事	送風機据付工事、ダクト工事、排煙設備工事 等
5. 給排水・給湯設備工事	給排水ポンプ据付工事、給排水配管工事、給湯器据付工事、給湯配管工事、専用水道工事、ゴルフ場散水配管工事、散水消雪設備工事、プール施設配管工事、噴水施設配管工事、ろ過器設備工事、受水槽又は高置水槽据付工事、さく井配管工事 等
6. 厨房設備工事	厨房機器据付及び配管工事 等
7. 衛生器具設備工事	衛生器具取付工事 等
8. 浄化槽設備工事	浄化槽設置工事、農業集落排水設備工事 等 ※終末処理場等は除く
9. ガス管配管設備工事	都市ガス配管工事、プロパンガス(LPG)配管工事、LNG配管工事、液化ガス供給配管工事、医療ガス設備工事 等 ※公道下の本管工事を含む
10. 管内更生工事	給水管ライニング更生工事、排水管ライニング更生工事 等 ※公道下の上下水道の管内更生工事は除く
11. 消火設備工事	屋内消火栓設備工事、屋外消火栓設備工事、スプリンクラー設備工事、不活性ガス消火設備工事、泡消火配管設備工事 等
12. 上水道配管工事	給水装置の分岐を有する配水小管工事、本管からの引込工事(給水装置) 等 ※公道下の本管工事は除く
13. 下水道配管工事	施設の敷地内の配管工事、本管から公設柵までの接続工事 等 ※公道下の本管工事は除く

※表Ⅰ～Ⅱに該当しない管工事の実務経験を記載する場合は代表的な工事内容を実務経験証明書の『工事内容』欄に記入してください。

[表Ⅲ] 管工事施工管理に関する実務経験として認められる従事内容

- 施工管理(請負者の立場での現場管理業務)→ イ. 施工管理 ロ. 主任技術者
ハ. 監理技術者 ニ. 監理技術者補佐
- 施工監督(発注者の立場での工事監理業務)→ ホ. 発注者側監督員
- 設計監理(設計者の立場での工事監理業務)→ ヘ. 工事監理等
- ※設計監理業務を一括で受注している場合、その業務のうち、工事監理業務期間のみ認められます。

管工事施工管理に関する実務経験として認められない建設工事等【参考】

工 事 種 類	工 事 内 容
土木一式工事	管渠工事、暗渠工事、取水堰工事、用水路工事、灌漑工事、しゅんせつ工事、公道下の上水道配水管敷設工事、公道下の下水道本管路敷設工事 等
建築一式工事	型枠工事、鉄筋工事、内装仕上工事、建具取付工事、防水工事 等
機械器具設置工事	トンネルの給排気機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、揚排水機器設置工事、生産設備（ライン含）内の配管工事 等
水道施設工事	上水道の取水・浄水・配水等施設設置工事、下水処理場（終末処理場）内の処理設備設置工事、ポンプ場設置工事 等
電気工事	照明設備工事・引込線工事、送配電線工事、構内電気設備工事、変電設備工事、発電設備工事 等
電気通信工事	通信ケーブル工事、衛星通信設備工事、LAN設備工事、監視カメラ設備工事 等
その他	船舶の配管工事、航空機の配管工事、工場での配管プレハブ加工、気送管（エアシューター）設備工事 等

（注）管工事の施工に直接的に関わらない次のような業務などは認められません。

- ① 工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ② 調査（点検を含む）、設計（積算を含む）、保守・維持・メンテナンス等の業務
- ③ 現場事務、営業等の業務
- ④ 官公庁における行政及び行政指導、研究所、学校（大学院等）、訓練所等における研究、教育及び指導等の業務
- ⑤ アルバイトによる作業員としての経験
- ⑥ 工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
- ⑦ 入社後の研修期間（施工管理の経験になりません）

※ 上記の業務以外でも、その他管工事施工管理の実務経験とは認められない業務・作業等は、実務経験の期間に算入できません。

(4) 実務経験年数の申請

- ・実務経験は連続している必要はありません。実務経験年数の合計が必要な年数を満たしていれば申請できます。

(5) 実務経験年数の算出

- ・実務経験年数に算入できるのは令和7年7月末日までです。
- ・受検資格区分1の場合、2級第一次検定合格発表日以降の実務経験から算入できます。(下表を参照)
- ・受検資格区分2の場合、1級第一次検定合格発表日以降の実務経験から算入できます。(下表を参照)
- ・必要な実務経験年数が不足する場合は、令和7年8月から11月(第二次検定の試験日前日まで)までの期間のうち実務経験として見込まれる期間を算入できます。
見込期間として計上できるのは、受検申込み時点で契約または特定できる工事に限ります。
見込期間を実務経験年数として申請する場合、実務経験証明書(F票)の「申請する実務経験年数」欄に(見込)と記入してください。なお、見込みとしていた実務経験が積みなかった場合、第二次検定の試験日前日までに受検申請の取り下げを行ってください。
試験日前日までに申し出のあった方に限り、受検手数料から郵便料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替にて返金します。
受検資格を満たさずに受検した場合、後日、行政処分を受ける可能性があります。
- ・過去の申請内容と両立しない内容を記載した場合、そのいずれか、または双方が虚偽記載となり行政処分を受ける可能性があります。

【参考】

管工事施工管理技術検定の合格年度と合格年月

【2級第一次検定(前期)】	【2級第一次検定(後期)】	【1級第一次検定】
令和3年度→令和3年7月 令和4年度→令和4年7月	令和3年度→令和4年1月	令和3年度→令和3年10月
		令和4年度→令和4年10月
		令和5年度→令和5年10月
		令和6年度→令和6年10月

(6) 実務経験の申請方法

① 従事した工事毎に申請する場合

申請する期間において従事した比率が最も高い業務(以下、主たる業務という)を工事毎に実務経験として算入します。実務経験の申請について主たる業務以外の工事の実務経験を重複して申請することはできません。同時期に複数の工事を担当した場合も、重複期間を二重に計上できません。

(従事した工事について、他の検定種目の実務経験として申請する場合は 17 ページを参照)

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
A期間. 管工事 (主たる業務)											
B期間. 電気通信工事 (従たる業務)									C期間. 管工事 (主たる業務)		

※ A 工事の終期と C 工事の始期が同月内 (9 月) で重なる場合、9 月の実務経験はいずれか一方に算入してください。B 工事は主たる業務ではないので算入できません。

② 従事した複数工事をまとめて申請する場合

工期の短い同業種の工事に継続的に従事した場合、1 年以内の期間に限りまとめて申請できます。

1 年以上の期間をまとめて申請する場合は、1 年毎に行を分けて申請してください。

1 行にまとめて申請できるのは同一の勤務先、建設工事の種類、従事内容に限ります。

記入方法は「実務経験証明書 (F 票) 作成時の注意事項」(15 ページ) ⑥ を参照してください。

(同時期に行った複数工事について、他の検定種目の実務経験として申請する場合は 18 ページを参照)

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
A期間. 管工事 (期間内 3 件)											
							B期間. 管工事 (期間内 4 件)				

※ 上記の場合、A 期間を 7 ヶ月、B 期間を 4 ヶ月として申請できます。

ただし、月内に一切工事を行っていない場合は、その月を実務経験として算入できません。

※ 複数工事をまとめた実務経験証明書 (F 票) の証明者は、建設業許可を有する勤務先の代表者に限ります。

建設業許可をもたない場合は、専ら建設業を営むことを証明する書類を提出してください。

(当該期間中の確定申告書、契約台帳等の写し)

※ 以下の場合、複数工事をまとめて申請することはできません。

- ・工事発注者または工事監理業務等受託者の従業員としての経験
- ・証明者について建設業許可番号の記載がなく、主に建設業を営むことの証明もない場合
- ・実務経験の証明を受けられず自らが証明者となる実務経験

4. 受検申込受付期間・申込方法等について

受付期間 令和7年7月8日(火)～7月22日(火)

申込方法 **インターネットによる申込受付**

新規受検者は、上記受付期間内にインターネットで申込事前情報登録及び決済の後、**7月24日(木)(消印有効)**までに必要書類の郵送が必要です。

※期日までに必要書類の郵送が行われない場合は、受検することができません。

●新規受検申込者への注意事項

- ・上記受付期間内に申込事前情報登録及び決済を完了のうえ、**7月24日(木)(消印有効)**までに必要書類を郵送することで申込完了となります。
- ・必要書類一式は申込事前情報登録及び決済後に、個人ページからダウンロードできます。
- ・必要書類一式は、個人ページからダウンロードした宛名ラベルを貼り付けた封筒に入れ受検申込者個人別に郵便局の窓口で簡易書留郵便にて郵送してください。ポスト投函はしないでください。
- ・消印のない郵送(料金別納・料金後納)は、締切日までに到着したものに限り受け付けます。
- ・一つの封筒に複数人の必要書類を同封して郵送した場合は、申込みを受け付けません。
- ・宅配便等を利用した申込みや直接持参による申込みは固くお断りします。
- ・申込書類に不備や不足があると受検できませんので、必ず受検申込者が確認のうえ郵送してください。
- ・申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。
- ・提出された必要書類は返還しません。
- ・申込用封筒は角2封筒(A4が折らずに入るサイズ)を使用してください。

5. 受検手数料(6,350円)

- ・受検手数料は消費税非課税です。インボイス対応取引ではございません。
- ・支払いはクレジットカード決済もしくはコンビニエンスストア決済を選択できます。
 - ※コンビニエンスストア決済を選択できるのは、申込受付締切日の3日前までです。
 - ※コンビニエンスストア決済選択時の払込期限は、申込受付締切日と同日です。払込期限までに受検手数料の払込みがない場合は、申込が無効となりますのでご注意ください。
- ・クレジットカード決済は、以下のクレジットカード会社が使用できます。
 - VISA/Master/JCB/アメリカン・エクスプレス/Diners
- ・コンビニエンスストア決済は以下のコンビニエンスストアが利用できます。
 - セブンイレブン/ローソン、ローソン・スリーエフ/ファミリーマート/セイコーマート/ミニストップ

6. 申込みに必要な情報等について *再受検申込みに (2) (3) は不要です

(1) 申込事前情報登録時に全員が必要な情報 ※申込手続き前に準備してください

① 住民票コード(11桁の数字)(新規受検申込者のみ)

※マイナンバー(12桁)ではありません

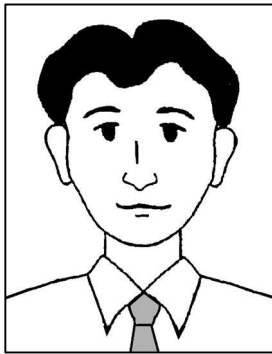
※ご自身の住民票コードが分からない方は、お住まいの自治体にお問い合わせください

② 令和6年度以降に受検した際の「受検年度」及び「受検番号」(再受検申込者のみ)

※「受検票」もしくは「結果通知書」で確認してください。

③ 受検申込者の顔写真データ(JPEG形式)

試験当日、本人確認を行いますので鮮明な写真を提出してください。なお、提出された写真は検定合格証明書に印刷されます。



- 規格**
- ・正面上半身像の高さと幅の比率が概ね4：3
 - ・6ヵ月以内に撮影したもの(白黒でも可)
 - ・正面、無背景、鮮明であること(焦点が合っていること)
 - ・明るさやコントラストが適切で影のないもの
 - ・前髪で目元や輪郭が隠れないこと
 - ・眼鏡の光の反射やフレームが目にかかっていないこと
 - ・サングラスやマスク、帽子等を着用していないもの
 - ・笑顔でないもの(歯が見えていないもの)

※試験当日の写真確認の際、顔写真が実際と大きく異なる等本人確認が難しい場合には試験監督員が運転免許証等の提示や説明を求めることがあります。

(2) 受検資格に応じて申込事前情報登録時に必要な情報 ※申込手続き前に準備してください

受検資格区分に応じて、受検資格を満たす実務経験年数と以下の受検資格情報を入力してください。

【受検資格区分1】

2級管工事施工管理技術検定第一次検定合格を証する情報

- ・検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度

【受検資格区分2】

1級管工事施工管理技術検定第一次検定合格を証する情報

- ・検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度

※「検定合格番号」は、国土交通省から交付された「技術検定合格証明書」で確認できます。

(国土交通省に交付申請をした方に交付されるものです)

※「合格時の受検番号」は、合格時に当センターから送付した結果通知書で確認できます。

※結果通知書を紛失した方は、当センター管工事試験課宛てにお問い合わせください。合格者本人からの問い合わせに限り、合格時の受検番号をお伝えします。

※登録されている合格者情報が旧姓の方は、戸籍抄本(または旧姓の併記された住民票)を(3)の書類とともに提出してください。

(3) 申込事前情報登録及び決済後に郵送が必要な書類

宛名ラベルを貼り付けた封筒(角2サイズ)で、受検申込者個人別に郵便局の窓口で簡易書留郵便にて7月24日(木)(消印有効)までに郵送してください。(9ページ参照)

※締切日までに郵送しない場合、インターネット受検申込みが無効となり受検できません

- ・ E票(受検申請書)
- ・ F票(実務経験証明書)及びチェックリスト
- ・ G票(受検申込書)

上記の必要書類は申込事前情報登録及び決済後に、送付用の宛名ラベルと併せて個人ページからダウンロードしてください。F票(実務経験証明書)及びチェックリストは、個人ページ及び当センターホームページからダウンロードする事もできます。

F票(実務経験証明書)及びチェックリストは、申込事前情報登録時に申請した受検資格に関する情報を証明する書類です。「8. 実務経験証明書(F票)の作成について」(14ページ参照)を確認のうえ、作成してください。提出された実務経験証明書(F票)に不備があるなど、申込事前情報登録で申請された受検資格に関する情報が証明できない場合、受検することはできません。

7. 再受検申込みについて(新受検資格)

※インターネットから直接受検申込みを行ってください。(書面による申し込みはできません)

詳細は当センターホームページをご確認ください。

再受検申込みには、過去に受検した際の「受検年度」「受検番号」の入力が必要となります。「受検票」もしくは「結果通知書」で確認してください。

(1) 再受検申込者とは

次の受検者で、令和7年度の同一検定に再度受検申込みする方のことです。

- ・令和6年度以降の「第二次検定」を新受検資格で受検した方(欠席した方を含む)

(2) 再受検申込者に該当しない方

- ①初めて2級管工事施工管理技術検定の受検申込みを行う方
- ②2級管工事施工管理技術検定の「第一次検定のみ」しか受検したことがない方
- ③過去に受検申込みをしたが、書類不備または受検辞退等により受検票を受け取っていない方

8. 実務経験証明書(F票)の作成について

基本的な実務経験記入例

F 票		実務経験証明書(新受検資格用)		受検番号		※記入しないでください	
国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿 建設業法に基づく技術検定の受検資格に関して、下記の実務経験を証明します。 (H) 令和 7 年 7 月 15 日				(証明者) (H) 建設業許可番号 ①東京都知事 許可 第 22 第 1 2 3 4 5 6 号 会社または事業者名 (株)〇〇建設 所在地 東京都千代田区永田町×-×-× TEL 03-〇〇〇〇-△△△△ 役職名 代表取締役社長 証明者氏名 国土 義明			
受検申請者		フリガナ	コダイラ イチロウ	生年月日	平成 5 年 4 月 30 日生	証明者との関係	
		氏名	小平 一郎			代表取締役社長と 社員	
申請する 検定種目	勤務先名	工事名			監理技術者(主任技術者)氏名	特定実務経験/監理技術者補佐はし点	
	所属部署	発注者	建設工事の種類	工事内容	監理技術者資格者証交付番号等	実務経験年数	
(A) 管工事	(株)〇〇建設	(B) △△ビル	空気調和設備工事	請負金額 (D) 4,200万円	(E) 建設 太郎	申請する 実務経験年数	
	××課	■▲(株)	9	3	イ	令和 5 年 1 月 ~ 令和 6 年 10 月 まで 1 年 10 ヶ月	
管工事	(株)〇〇建設	〇〇都立病院設備改修工事 外2件 (F)			永田 次郎	特定実務経験/監理技術者補佐	
	××課	東京都	9	5	イ	令和 6 年 11 月 ~ 令和 7 年 5 月 まで 年 7 ヶ月 (F)	
管工事	(株)〇〇建設	□□庁舎 冷暖房設備工事			永田 次郎	特定実務経験/監理技術者補佐	
	××課	関東地方整備局 △△事務所	9	1	イ	令和 7 年 8 月 ~ 令和 7 年 10 月 まで 年 3 ヶ月 (G) (見込)	

●実務経験証明書(F票)について

- ・所属先や証明者が異なる場合は、それぞれ実務経験証明書(F票)を作成してください。
- 1 枚に書ききれない場合など、2 枚目以降を作成した場合は、全ての実務経験証明書(F票)に証明者の記名が必要です。

●実務経験証明書(F票)の証明者

実務経験の証明は会社の代表者等の記名が必要であり、証明者は以下に該当する者だけです。

- ① 工事請負者の従業員としての実務経験期間の場合(以下のいずれか)
 - ・工事請負者の代表者、または当該工事の監理技術者、主任技術者
- ② 発注者の従業員としての実務経験期間の場合
 - ・工事発注者の代表者
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員としての実務経験期間の場合
 - ・工事監理業務等受託者の代表者

いずれの場合も証明者の代理人として、代表者の権限を分掌する部署長等が証明者となることができます。(工事の監理技術者等を除く)

派遣の場合、証明については、派遣先企業による証明が必要です。ただし、派遣先企業による証明が困難な場合は、派遣元企業による証明とし、原則として、以下の内容が全て確認できる派遣等契約書や派遣元管理台帳等の写しが必要となります。

- ・派遣者(受検者)氏名、派遣期間、派遣元・派遣先企業名、派遣業者の許可番号

※ 一つの書面で確認がとれない場合は、複数の書面の提出が必要となります。

なお、派遣元企業が証明する場合は、工事毎の証明とし、複数工事をまとめた証明はできません。

令和6年3月31日までに着工した工事の証明については、実務経験期間当時の代表者、または証明時点での代表者が過去の実務経験も含めて証明できます。なお、証明時点で廃業している場合は、廃業前の代表者による証明が可能です。令和6年4月1日以降に着工した工事の証明については、実際の実務経験期間における所属先の代表者等による証明のみ有効です。

建設業を営む事業主自ら施工管理業務に従事した場合、事業主自身が証明者となります。その際、会社または事業者名欄には事業主の氏名、役職名欄には事業主と記入してください。

●実務経験証明書(F票)に必要な添付書類

以下の場合、実務経験証明書(F票)以外に添付書類が必要です。

- ・建設業許可をもたない建設業者が複数工事をまとめて記載：専ら建設業を営むことの証明
(当該期間中の確定申告書、契約台帳等の写し)

また、記載内容に疑義が生じた場合など、必要に応じて工事請負契約書、請書、注文書等の写しの提出をお願いすることがあります。

●実務経験証明書(F票)作成時の注意事項(下記①～⑪は14ページ記入例を参照)

- ①申請する検定種目は管工事と記入してください。
- ②工事名・発注者は工事請負契約書等に記載された正式名称を記入してください。
- ③建設工事の種類、工事内容、従事内容は、それぞれ〔表Ⅰ～Ⅲ〕(5ページ)から記号・番号を選択して記入してください。請負金額は工事請負契約書等に記載された税込み金額を記入してください。
- ④発注者側技術者または工事監理等業務に従事した場合は、請負金額の記入は不要です。
- ⑤勤務先が建設業許可業者の場合は、勤務先が配置した監理技術者(主任技術者)氏名を必ず記入してください。ただし、監理技術者資格者証交付番号の記入は不要です。
勤務先が建設業許可をもたない場合、発注者側技術者または工事監理等業務に従事した場合は、記入は不要です。
- ⑥工期の短い同業種の複数工事をまとめて申請する場合(8ページ②参照)、工事名、発注者、建設工事の種類、工事内容、従事内容、請負金額、監理技術者(主任技術者)氏名は代表的な工事のものを記入してください。
なお、工事名は「〇〇工事外〇件」と工事名を記入してください。
従事した複数工事をまとめて申請できるのは1年以内の期間に限ります。1年以上の期間をまとめて申請する場合は、1年毎に行を分けて記入してください。
- ⑦見込期間を実務経験として申請する場合は、(見込)と記入してください。なお、見込期間は令和7年8月から11月(第二次検定の試験日前日まで)まで算入できます。
- ⑧証明者欄は「実務経験証明書(F票)の証明者」(14ページ)を参照してください。日付は証明者が証明した年月日を記入してください。
- ⑨証明者の所属先が建設業許可業者の場合は、必ず記入してください。ただし、建設業許可をもたない場合、発注者側技術者または工事監理等業務に従事した場合は、記入は不要です。
- ⑩実務経験証明書(F票)の「監理技術者資格者証交付番号等」「特定実務経験」「監理技術者補佐」は、1級で申請する受検資格区分です。2級の申請では必要ありません。

●実務経験証明のチェックリストについて

受検申込者と確認者は、「実務経験証明書(F票)」の内容について確認を行ってください。すべてのチェックリストの項目内容について確認しチェック欄に✓印を入れてください。

※記載された実務経験の内容等に不明な点がある場合、確認者あてに電話で問い合わせる場合があります。

チェックリスト

【新受検資格用】

- このチェックリストは、受検申込者と確認者が、記載した「実務経験証明書(F票)」の内容等についてチェックするためのものです
- 受検申込者は、下記チェックリストの項目内容をよく確認し、受検申込者チェック欄に✓を入れてください
- 確認者は、「実務経験証明書(F票)」の記載内容と下記チェックリストの項目内容について間違いがないかよく確認し、「確認者チェック欄」に✓を入れ、「確認者」欄に「氏名・会社名・部署名・役職名・連絡先」を記入してください
- ※確認者とは、「実務経験証明書(F票)」の証明者もしくは代理の方(代表者の代わりに実務経験を証明することのできる直属の上司等)をいいます
- 記載された実務経験の内容等に不明な点がある場合、確認者あてに電話で問い合わせる場合があります

受検申込者氏名			検定 太郎
チェック			項目
受検申込者	確認者	「受検申込者」と「確認者」両方のチェックが必要です	
1	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した実務経験は、建設工事の実施にあたり、その施工計画の管理、安全管理等工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験である。
2	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した実務経験は、「受検の手引」に記載のある「実務経験として認められている建設工事の種類(工事業種区分)・工事内容・従事内容」の経験である。
3	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した実務経験年数は、「受検の手引」に記載のある「実務経験として認められない工事」に該当する業務のみに従事していた月を含んでいない。
4	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した「申請する実務経験年数」は、複数工事を同時期に担当していた期間においては、重複して計算していない。もしくは、適切に按分して計算している。
5	✓	✓	「受検申請書(E票)」及び「実務経験証明書(F票)」は、提出後の加筆・訂正ができないことは確認済みである。
6	✓	✓	「実務経験証明書(F票)」に記載した証明者は、「受検の手引」に記載のある「実務経験証明書(F票)の証明者」に該当する証明者として適切な者である。

◎下記に上記チェックを行った確認者の氏名・会社名・部署名・役職名・連絡先・確認日を入力し

上記チェックリストの内容を確認いたしました。

【確認者】

氏 名	全建 勝久	会 社 名	全国建設(株)
部 署 名		役 職 名	代表取締役社長
連 絡 先	☒ 勤務先TEL ☐ 携帯 042-322-xxxx	確 認 日	令和●年●月●日

「確認者」の「氏名・会社名・部署名(ない場合は空欄でも可)・役職名・連絡先・確認日」を必ず記入してください

●実務経験証明書(F票)の証明が受けられない場合の提出書類

証明者の所在が不明または拒否されて証明が受けられない場合は、受検申込者が証明者として実務経験証明書(F票)を作成(複数工事をまとめて申請することはできません)し、原則として、以下の全ての書類を提出してください。

- ① 証明が受けられない理由書(本来の証明者の現況等の説明含む)
- ② 本来の証明者に関する資料(建設業を営んでいたこと等の証明)
建設業許可に関する資料、閉鎖登記簿
- ③ 受検申込者と本来の証明者との関係を示す資料
源泉徴収票、雇用契約書
- ④ ②の内容を十分に推定できる資料
出張命令書、経費精算書

〈参考〉他の検定種目が重複する期間の実務経験を申請する場合

他の検定種目の実務経験を申請した場合、検定種目が管工事以外の実務経験は審査しません。他の検定種目の受検申請時に審査されます。

同時期に複数の業務に従事した場合、工事工期または従事期間を基に業務比率を算出することで、その比率に応じて他の検定種目の実務経験として申請できます。

業務比率は10%単位で按分し実務経験年数は0.1ヵ月単位まで算出します。

ただし、申込事前情報登録で実務経験を申請する際には0.1ヵ月単位は切り捨てとします。

(例) : 12ヵ月(1年)の実務経験のうち60%が管工事、40%が電気工事であった場合、
 $12\text{ヵ月} \times 0.6 = 7.2\text{ヵ月}$ (管工事) $12\text{ヵ月} \times 0.4 = 4.8\text{ヵ月}$ (電気工事) として申請します。

① 従事した工事が重複する場合(他の検定種目として申請)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A. 管工事											
								B. 電気工事			

※ 上記の場合、業務の重複しない1月～8月の8ヵ月と、重複する9月～12月の4ヵ月に分けて算出します。重複する9月～12月の業務比率を管工事70%、電気工事30%とした場合、

A: 1月～8月の8ヵ月(管工事)

A: 9月～12月の4ヵ月 $\times 70\% = 2.8\text{ヵ月}$ (管工事)

B: 9月～12月の4ヵ月 $\times 30\% = 1.2\text{ヵ月}$ (電気工事) となり、

合計10.8ヵ月を管工事、1.2ヵ月を電気工事の実務経験として、それぞれ行を分けて申請します。

異なる検定種目の記入方法は、当該検定種目の記載方法を確認し記入してください。

申請する 検定種目	勤務先名 所属部署	工事名					監理技術者(主任技術者)氏名	特定実務経験、監理技術者補佐はし点	
		発注者	建設工事の種類	工事内容	従事内容	請負金額		監理技術者資格者証交付番号等	実務経験年数
① 管工事	(株)〇〇建設 ××課	〇〇都立病院設備改修工事	東京都	9	5	口	4,200万円	建設 太郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 5 年 1 月 ~ 令和 5 年 8 月 まで 年 8ヵ月
管工事	(株)〇〇建設 ××課	〇〇都立病院設備改修工事	東京都	9	5	口	4,200万円	建設 太郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 5 年 9 月 ~ 令和 5 年 12 月 まで 年 2.8ヵ月
② 電気	(株)〇〇建設 ××課	新小平ビル 新築工事	(株)小平開発	電気	屋内電気設備工事	施工管理補助	3,100万円	建築 健一	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 5 年 9 月 ~ 令和 5 年 12 月 まで 年 1.2ヵ月

① 申請する検定種目をそれぞれ記入してください。

② 複数工事の業務比率を算出した場合、それぞれの比率を記入してください。

③ 申請する実務経験年数は0.1ヵ月単位で記入してください。

② 従事した複数工事を1行にまとめて申請する場合

工期の短い同業種の工事に継続的に従事した場合、1年以内の期間に限りまとめて申請できます。

1年以上の期間をまとめて申請する場合は、1年毎に行を分けて記入してください。

1行にまとめて申請できるのは同一の勤務先、建設工事の種類、従事内容に限ります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(業務比率)
A 1 期間：管工事（期間内 2 件）					A 2 期間：管工事					50%		
B 1 期間：建築一式工事(期間内 3 件)					B 1 期間：建築一式工事(期間内 2 件)					30%		
C期間：電気工事(期間内 8 件)										20%		

※ 上記の場合、1月～12月の12ヵ月に算出した業務比率を乗じて算出します。

A: 12ヵ月×50%=6.0ヵ月(管工事)

B: 12ヵ月×30%=3.6ヵ月(建築工事)

C: 12ヵ月×20%=2.4ヵ月(電気工事)となり、それぞれの実務経験として申請できます。

異なる検定種目の記入方法は、当該検定種目の記載方法を確認し記入してください。

申請する 検定種目	勤務先名 所属部署	発注者	工事名				監理技術者(主任技術者)氏名	特定実務経験、監理技術者補佐はレ点	
			建設工事の種類	工事内容	従事内容	請負金額		実務経験年数	申請する 実務経験年数
① 管工事	(株)〇〇建設 ××課	△△ビル	空調設備工事外2件	9	3	口	4,200万円	管 太郎	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 6 年 1 月 ~ (B) (50%) 令和 6 年 12 月 まで 年 6 ヵ月
② 建築	(株)〇〇建設 ××課	喜平ビル	新築工事外4件				32,000万円	建設 健一	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 6 年 1 月 ~ (C) (30%) 令和 6 年 12 月 まで 年 3.6 ヵ月
③ 電気	(株)〇〇建設 ××課	〇〇ビル	電気設備工事外7件				2,860万円	電気 健一	☐ 特定実務経験 ☐ 監理技術者補佐 令和 6 年 1 月 ~ (20%) 令和 6 年 12 月 まで 年 2.4 ヵ月

① 申請する検定種目をそれぞれ記入してください。

② 複数工事の業務比率を算出した場合、それぞれの比率を記入してください。

③ 申請する実務経験年数は0.1ヵ月単位で記入してください。

実務経験に複数業種の工事が含まれる場合、申請する検定種目以外の実務経験を省略できますが、他の検定種目を記載した実務経験証明書(F票)の原本をお手元に保管することで、他の検定種目の受検に同じ実務経験証明書(F票)を使用(コピー可)することができます。

ただし、提出された書類の返却はできませんのでご注意ください。

9. 受検取消について

- ・ **10月10日(金)(消印有効)**までに「(様式ロ)受検辞退届」(27 ページ)を郵送された方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。
- ・ 受検手数料は郵送料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替で返金いたします。
(12月下旬予定)
- ・ 「(様式ロ)受検辞退届」を印刷し必要事項を記入のうえ、当センター管工事試験課「受検辞退係」まで郵送してください。(提出先は29 ページを参照)

10. 住所変更等について

申込書類提出後に住所(受検票等の送付先)、氏名、本籍(都道府県)等に変更があった場合は、「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(26 ページ)を印刷し、申込時の試験地、受検番号(分かる場合のみ)、氏名(フリガナ)、生年月日、日中連絡の取れる電話番号及び変更事項を記入のうえ、当センター管工事試験課「住所変更係」まで郵送してください。(提出先は29 ページを参照)

氏名変更した方は戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)を併せて提出してください。

※ (様式イ)が未提出の場合は、受検票や結果通知書が届かない場合がありますので必ず提出してください。

11. 受検票の送付について

受検票は10月27日(月)に発送予定です。

- ・ 受検票(ハガキ)は普通郵便で発送します。
- ・ 受検票が届かない方は、11月4日(火)以降にお問い合わせください。
- ・ 受検資格のない方および書類不備等により受検できない方には、事前に文書にて通知します。
- ・ 受検票を受け取りましたら、検定種目、試験日時、試験会場、受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
- ・ 受検票を紛失した方は必ず事前に管工事試験課へ問い合わせ、受検番号・試験会場等を確認のうえ、試験当日に試験会場受付で再発行を受けてください。(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ・ 試験会場については当センターホームページ上でも公表します。
- ・ 試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

12. 受検地変更について

- ・受検地の変更は原則として認めておりません。ただし、転勤・転居等のやむを得ない事情で変更を希望する場合は、**11月10日(月)(必着)**までに以下の①～④を当センター管工事試験課「受検地変更係」まで郵送してください。(提出先は29ページを参照)

- ① (様式イ)変更届・・・「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(26ページ)をコピーし必要事項を記入してください
- ② 受検票の写し・・・受検票を受け取っていない方は不要です
- ③ 変更理由の証明・・・転勤辞令や出張命令書等のコピーを提出してください
- ④ 返信用封筒・・・宛先明記の110円切手を貼ったもの(長形3号)
(速達を希望する方は合計410円分の切手を貼ってください)

- ・住所(今後の文書等の送付先)が変更になる方は新住所も忘れずに記入してください。
- ・受検地変更承認後、返信用封筒で「受検地変更許可書」を発送しますので指定した会場で受検してください。
- ・受検地変更許可書が届かない方は必ず11月14日(金)までにお問い合わせください。

1 3. 試験日時・試験地・試験の内容について

(1) 試験日 令和7年11月16日(日)

(2) 試験時間

入室時間	13時45分まで
受検に関する説明	13時45分～14時00分
試験時間	14時00分～16時00分

(3) 試験地

札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・那覇

※ 試験会場は受検票でお知らせします。会場確保等の都合により、やむを得ず近郊の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。

(4) 試験の内容

次の検定科目の範囲とし、記述式による筆記試験を行います。

検定区分	検定科目	検定基準
第二次検定	施工管理法	1. 主任技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 主任技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。

(5) 合格基準

以下の基準以上の者を合格とします。ただし、試験の実施状況等を踏まえ変更する可能性があります。

・第二次検定 得点が60%以上

(6) 個人の成績の通知

成績の通知は以下のとおり行います。なお、通知する成績については全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知しません。

・第二次検定 【評定】 A : 合格(合格基準以上)

B : 得点が40%以上合格基準未満

C : 得点が40%未満

・通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

・合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

1 4. 受検に際しての注意

- ・事前に交通機関、経路、所要時間などを確認し、遅刻しないよう試験会場にお出かけください。
- ・試験会場及びその付近には駐車・駐輪できませんので、自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。公共交通機関(電車・バス等)をご利用ください。駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は再入室できません。

(1) 試験当日に必要なもの

- ・受検票
- ・筆記用具(HBの黒鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)
 - ※ 万年筆、ボールペンでの記入は禁止
 - ※ 電卓等は使用できません
- ・時計(計算機能、辞書機能、通信機能を持つ時計及び携帯電話による時計機能の使用は不可)

(2) 試験会場における注意

- ・試験当日は13時30分までに来場し、受検番号の席につき受検票は机の上に置いてください。
(受検票がないと受検できません)
- ・受検票を紛失した方は、試験当日に試験会場受付で再発行手続きを行ってください。
(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ・試験会場内では試験監督者の指示に従ってください。
- ・試験開始後1時間以内及び試験終了時刻10分前以降は退室できません。
- ・試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。ただし、試験問題は試験終了時刻まで在席した方のうち、希望者に限り持ち帰りを認めます。途中退室者は退室時及び試験終了後の持ち帰りはできません。
- ・解答用紙を試験室から持ち出すことを禁止します。持ち出した場合は不正行為となります。また、解答用紙が未提出の場合は失格となります。
- ・受検票及び座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。
- ・不正行為を行った者及び試験監督者の指示に従わない者には退場を命じます。
- ・試験室内では携帯電話等の電子機器の電源を切り、指定の封筒に入れカバン等にしまってください。また、時計代わりの使用も禁止します。
- ・試験中、机の上に置いてよいものは、「受検票」「鉛筆又はシャープペンシル」「消しゴム」「時計」のみです。その他のもの(筆箱・飲み物等)は机の上に置かないでください。また、帽子やイヤホンの着用は認められません。
- ・喫煙は指定場所以外では厳禁です。(試験会場により場内禁煙となる場合があります)
- ・自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。

15. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて

障がいのある方で試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、試験日の1ヵ月前までに以下の手続きが必要です。(過去に手続きを行った方も、改めて手続きを行う必要があります)

(1) 申込みに際しての前提条件

障がいのある方が本検定を受検しようとする場合は、以下の3つの条件を満たしている必要があります。

- ① 本検定の受検資格を有すること
- ② 工事現場において施工管理技士、または施工管理技士補としての業務を遂行できること
- ③ 受検者単独で受検できること

(2) 手続方法について

当センター管工事試験課までお電話いただき、障がいの内容(症状・程度)をお伝えください。

また、当方より「特別受検申請書」を送付しますので、以下①～②の書類を一括して試験日の1ヵ月前までに当センターへ郵送してください。

- ① 特別受検申請書
- ② 障害者手帳のコピー、診断書のコピー等障がい等の内容が分かる書類

※ 提出された書類により、後日、電話にてご連絡差し上げることがあります。

※ 障がいの症状・程度により、あるいは試験会場の設備などにより全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

16. 試験問題の公表について

2級管工事施工管理技術検定 第二次検定の試験問題は、当センターホームページで、令和7年11月17日(月)13時から1年間公表します。

※ 第二次検定の解答は公表しません。

17. 合格発表について

合格発表日 令和8年3月4日(水)

公表期間 令和8年3月4日(水)9時～3月18日(水)

(1) 結果通知書の発送及び合格者受検番号の公表

上記発表日付けで当センターから第二次検定合格者及び不合格者あてに文書で通知します。欠席者への通知はありません。

また、当センターホームページで第二次検定合格者の受検番号を公表します。

※ 試験問題、解答の内容及び個人得点等に関する問い合わせは一切受け付けません。

(2) 結果通知書が未着の場合

令和8年3月11日(水)を過ぎても結果通知書が届かない方は、当センター管工事試験課にご連絡ください。受検者本人の問い合わせに限り合否の結果をお伝えします。

※ 「個人情報の保護に関する法律」により受検者以外の問い合わせにはお答えできません。

※ 当センター以外での電話による合否の問い合わせは行っておりません。

18. 第二次検定合格証明書の交付申請手続きについて

第二次検定に合格後、合格通知書に同封してある交付申請書を国土交通省に受付期間内に申請した方は、「2級管工事施工管理技術検定 第二次検定合格証明書(2級管工事施工管理技士)」が交付されます。(令和8年3月下旬以降、国土交通省より発送予定)

※ 第二次検定合格証明書には、合格者の写真が印刷されます。

19. 国外における実務経験について

(1) 建設業許可を受けた業者における国外の実務経験について

建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事における実務経験であれば、国内の実務経験と同様に認められます。(建設業許可書の写し等を申込書類と一緒に郵送してください)

(2) 上記以外の国外の実務経験について

国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受けることで、管工事施工管理の技術検定を受検できます。認定書交付手続きは、認定審査が約6ヵ月程度を要するとされていますので、余裕をもって事前に手続きを行ってください。(申請者の現住所が国外の場合は申請できません)

(認定に関する問い合わせ先)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111(代) 「技術検定制度－国土交通省」で検索

HP アドレス https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_frl_000001_00026.html

20. よくある質問

Q. 申込後に氏名、本籍、住所(受検票等の郵送先)が変わりましたが、どうすればよいですか。

A. 「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(26 ページ)に必要事項を記入し、住所変更係あてに郵送してください。(提出先は 29 ページを参照)

Q. 試験会場を教えてください。

A. 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。それまでは会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q. 試験当日に急な用事が入ったため受検できなくなったのですが、何か手続きが必要ですか。

A. 受検取消の締切前でしたら、「(様式ロ)受検辞退届」(27 ページ)を提出した方に限り受検手数料を返金いたします。締切日後は受検手数料の返金はできませんので手続き不要です。試験当日は、そのまま欠席していただいて結構です。

Q. 試験問題、解答の内容等について問い合わせできますか。

A. 試験問題、解答の内容等についてはお答えできません。

Q. 講習会や参考書を紹介してもらえますか。

A. 当センターは試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会等は実施しておりません。参考書等についても紹介等は行っておりません。

Q. 領収書を発行してください。

A. 下記URLよりダウンロードができます。

<https://www.jctc.jp/exam/receipt/>

なお、受検手数料は非課税取引です。インボイス対応取引ではございません。

2 1. (様式イ) 住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届について

令和 7 年度 2 級管工事施工管理技術検定 第二次検定

(様式イ) 住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届

申込時の試験地

--

受検番号	申込者氏名			生年月日
	フリガナ	(氏)	(名)	
	氏 名			昭 和 平 成 年 月 日

※受検番号がわかる方は記入してください。

(自宅・携帯・勤務先)

— —

※変更内容について確認する場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

①新住所(受検票等の送付先)

※マンション・アパート等は部屋番号まで詳しく正確に記入してください。

※送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所、勤務先名、所属まで詳しく正確に記入してください。

フリガナ	
住 所	(〒 -)

※手引の「住所変更等について」をよく読んで記入してください。住民票の提出は不要です。

②氏名変更

※戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)を提出してください。(コピー不可)

フリガナ			→	フリガナ		
旧氏名	(氏)	(名)		新氏名	(氏)	(名)

③本籍変更

旧本籍		→	新本籍	
-----	--	---	-----	--

※ 同一都道府県内での変更は届出の必要はありません。

④受検希望地変更

※手引の「受検地変更について」をよく読んでください

申込時の試験地	→	変更後の試験地	変更の理由 ()

※申込書類提出後に変更が生じた場合、このページを印刷して使用してください。

※該当項目のみ記入してください。

2 2 . (様式口) 受検辞退(受検申込後の取消手続き)届について

このページを印刷して必要事項を記入し、受検取消の締切日(消印有効)までに当センター管工事試験課「受検辞退係」まで郵送した方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。締切日後は、いかなる理由も受検の取消はできません。(19 ページ参照)

(様式口)受検辞退届

令和7年度2級管工事施工管理技術検定第二次検定の受検申込をしましたが、下記理由により受検できなくなったため、受検を辞退します。

令和7年 月 日

一般財団法人 全国建設研修センター 管工事試験課 御中

フリガナ	
申込者氏名	
生年月日	(昭和 ・ 平成) 年 月 日
辞退理由	
日中に連絡がとれる連絡先	(自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先) — —
受検手数料の返金先住所	(〒 —) ※勤務先の住所にする場合は、勤務先、所属まで記入してください。
申込時の試験地	

本人署名・捺印 _____ 印

施工管理技術検定における自然災害等による 不可抗力が発生した場合の対応方針について

【 自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について 】

全国又は一部試験地及び試験会場において、自然災害等による不可抗力により試験実施が困難な場合には、試験を中止する場合があります。

その場合は原則として再試験は実施しませんが、受検手数料については返金いたします。

なお、当センターは中止にともなう受検者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いません。

【 試験実施に関する情報提供 】

自然災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、当センターホームページで事前にお知らせする予定です。

自然災害等の不可抗力による試験中止等については、原則として当センターホームページに掲載します。

試験前日又は当日に試験中止の判断をする場合があります。また、事前に中止の可能性が高い場合にはその旨をお知らせしますので、その後の最新情報を確認してください。

ご 注 意

一般財団法人全国建設研修センターと似た名称を用いて申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当センターとは一切関係ありません。

当センターは出先機関や代行機関は設置しておりません。

不正行為に対する受検禁止措置について

申請内容等に不備がある場合や不正行為が発覚した場合、受検もしくは合格を取り消し、最長3年間の受検禁止措置がとられます。

一般財団法人 全国建設研修センターのプライバシーポリシー

- ・一般財団法人 全国建設研修センターは、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。
- ・当センターは、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として受検申込者の氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。なお、これらの情報は試験を実施するための重要な情報として利用し、それ以外の目的では利用しません。
- ・受検申込者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
- ・受検申込みの際に提出された申請書類の内容を外部に公開、提供することはありません。また、外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当センターは法令等に基づきその要請を拒否し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。ただし、法令等に基づく公的機関からの要請により開示しなければならない場合は、個人情報を提供する場合があります。
- ・個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に努めます。
- ・ただし、合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 全国建設研修センター 管工事試験部

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

TEL 042-300-6855

ホームページアドレス <https://www.jctc.jp/>

電話によるお問い合わせ対応時間 9:00~17:00

土・日曜日・祝日は休業日です。

※お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。

◎検定に関する最新情報はホームページをご確認ください。